

1 人事異動通知書について

発令期間が 3 月 31 日まで延長される。

2 4 月 1 日の年次有給休暇について

(1) 4 月 1 日採用者の付与日数

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 13 条第 1 項第 2 号」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 10 条第 2 項第 1 項」の規定により 8 日 となる。

(2) 運用通知

「平成 6 年 12 月 21 日付け 6 教義第 993 号「年次有給休暇、介護休暇等について（通知）」2 年次休暇 (1) 年次有給休暇 ②

1 月 1 日から 6 月 30 日の間に臨時的任用職員として採用された者が、当該年に引き続き正規の職員として採用された場合に付与される年次有給休暇の日数は臨時的任用職員として採用された日に正規の職員として採用されたものとした場合に付与される年次有給休暇の日数から臨時的任用職員として使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とすること。

※年休の「一の年」が 1/1～12/31 であったときの通知



【参考】講師の年休の計算

臨時的任用期間の月数に 1.6 を乗じた数

※1 に満たない月数は、15 日以上を 1 月として取り扱う。

※1 未満の端数は切り上げ

3 上記を踏まえた計算例

(例 1)

- ・ 10 月 1 日～3 月 28 日まで臨時的任用職員として採用
- ・ 4 月 1 日に正規の職員として採用
- ・ 1 月 1 日～3 月 31 日までに使用した年次有給休暇 1 日

——<計算>——

1 月 1 日に正規の職員として採用されたものとした場合の付与日数 → 13 日・・・①

1 月 1 日～3 月 31 日までに使用した年次有給休暇 1 日・・・・・・・・・・②

① - ② = 12 日 (4/1～8/31 に使用できる)

(例 2)

- ・ 10 月 1 日～3 月 28 日まで臨時的任用職員として採用
- ・ 4 月 1 日に正規の職員として採用
- ・ 1 月 1 日～3 月 31 日までに使用した年次有給休暇 10 日

——<計算>——

1 月 1 日に正規の職員として採用されたものとした場合の付与日数 → 13 日・・・①

1 月 1 日～3 月 31 日までに使用した年次有給休暇 10 日・・・・・・・・・・②

① - ② = ~~3 日~~ 8 日 (4/1～8/31 に使用できる)



8 日を下回る場合は、8 日が付与される。これは、本来 4 月採用の場合に付与される日数が 8 日となるため、その日数を保障したもの。

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第 13 条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1 日又は 1 時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1 時間)を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

一部改正〔平成 21 年条例 19 号〕

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

2 条例第 13 条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該休暇年度の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。) その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)

職員となった月	日	数
9 月 (1 日を除く。)	20	日
10 月	18	日
11 月	17	日
12 月	15	日
1 月	13	日
2 月	12	日
3 月	10	日
4 月	8	日
5 月	7	日
6 月	5	日
7 月	3	日
8 月	2	日